

ニセコ町立学校における
「働き方改革」行動計画

平成30年7月

ニセコ町教育委員会

1 はじめに

近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化など社会の変化が急速に進む中、子どもたちがそういった変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。

こうした中、学校は、新しい学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」という理念の下、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。その実現に向けては、全ての学校で、教員が授業や準備に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

しかしながら、平成28年度に実施した「教員勤務実態調査」(文科省)及び「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」(道教委)の結果では、以下のような、教職員の長時間労働の実態が明らかとなり、時間外勤務縮減に向けた働き方改革が喫緊の課題とされました。

■ 1週間当たりの学内総勤務時間 (※正規の勤務時間 38 時間 45 分)

(小学校) 校長	54 時間 59 分(国)	・	50 時間 46 分(道)
教頭	63 時間 34 分(国)	・	65 時間 02 分(道)
教諭等	57 時間 25 分(国)	・	54 時間 31 分(道)
(中学校) 校長	55 時間 57 分(国)	・	50 時間 41 分(道)
教頭	63 時間 36 分(国)	・	63 時間 13 分(道)
教諭等	63 時間 18 分(国)	・	60 時間 15 分(道)

- 「過労死ライン」とされる1週間の残業時間が 20 時間以上となる割合は、小学校教諭は3割以上、中学校教諭は6割近くを占め、副校長・教頭では、小学校が6割以上、中学校が6割近くを占める。
- 国の調査では、10 年前に比べ、いずれの職種でも平日・土日ともに勤務時間が増加している。中学校においては、土日の部活動に従事する時間が10 年前よりも倍増している。
- メンタルヘルスの面では、年齢が若いほど、性別では男性と比べて女性が、状態が不良となる傾向がみられる。また、勤務時間が長くなるほど量的負荷、質的負荷が高く、勤務時間依存的に状態は不良となる。部活動については、必要な技能を備えていない場合、メンタルヘルスの状態は不良となる傾向にある。

については、この度、北海道教育委員会において策定された「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に基づき、「ニセコ町立学校における働き方改革行動計画」を策定し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することといたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員一人一人の意欲と能力を最大限に発揮できる勤務環境を整備し、教育活動に集中し専念できるよう計画を進めてまいります。

2 行動計画の性格

- 本計画は、町内すべての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものです。
- 本計画については、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めると共に、日々の生活や教員人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら取組を実行します。
- 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めたすべての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

4 教育委員会の役割

- 教育委員会は、ニセコ町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施すると共に、学校等の取組を行うための支援を行います。
- 教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握すると共に、その進行管理や指導助言に努めます。

5 学校の役割

- 学校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日頃からの教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めます。

6 計画の期間

- 平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

7 計画が目指す目標

- 本計画に掲げる取組について、成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次の通り設定します。
 - ① 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全町立学校でゼロにする。
 - ② 部活動休養日を全ての部活動で実施する。
 - ③ 変形労働時間制を全町立学校で活用する。
 - ④ 定時退勤日を全町立学校で月2回以上、実施する。(今年度は月1回以上とする)
 - ⑤ 年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」を全校で設ける。
 - ⑥ 学校閉庁日を全町立学校で年11日実施する。(今年度は年10日とする)

8 推進体制

- 教育長を座長として、教育委員会事務局で「働き方改革推進チーム」を設置します。

9 取組の検証

- 教育委員会及び学校は、道教委が提供する検証結果により、学校現場における取組の進捗状況を把握し、改善に活用します。

10 具体的な取組内容

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。

(1) 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

■ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

各学校の課題に応じてスクールカウンセラー、パートナーティーチャー、特別支援教育支援員等の配置及び派遣を進めると共に、部活動の指導体制については、既存の外部コーチ制度を継続しつつ、国や北海道等の動向を見ながら外部指導者の掘り起こしや育成に努める。

■ ICTを活用した授業改善や教材の活用

道教委が作成した各教科の教材資料や実践資料などを有効に活用すると共に、PCや実物投影機・プロジェクターなどを活用した授業づくりにより、教材準備などの効率化を図る。

■ 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

地域でどのような子どもに育ててほしいか、何に取り組んでいくかという目標やビジョン・行動計画（CS アクションプラン）を共有し、学校を核として、家庭と地域が一体となって子どもたちを育む「地域と共にある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールの効果的な推進を図る。

(2) 部活動に係る負担の軽減

■ 部活動の休養日等の設定

生徒や担当教員の健康・安全及びケガの防止、心身のリフレッシュを図るため、「教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針」に則り、部活動の休養日等を次の通り実施する。

- ① 休養日 （学期中）平日で1日以上、土、日曜日又は祝日に月に1日以上の休養日进行

（長期休業中）学期中に応じた扱い及び学校閉庁日を休養日とする

※休養日に大会出場又は練習試合等がある場合は、他の日に振り替える。

- ② 活動時間 （学期中）平日は2時間程度（冬期間は終了時刻を繰上げる）
（休業日）土曜日、日曜日、祝日を含め半日程度
- ③ 特定の教職員に負担が偏らないよう、複数顧問の配置とする。

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

■ ワークライフバランスを意識した働き方の推進

学校長は職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」を設け、教職員の意識啓発の徹底に努める。

■ 人事評価制度等を活用した意識改革の推進

- 1) 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むと共に、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
- 2) 人事評価の面談において、管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。

■ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、「教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針」に則り、長期休業期間中における「学校閉庁日」を次の通り実施する。

- ① 夏季休業期間 8月14日前後の3日間（今年度は2日間とする）
- ② 冬季休業期間 12月29日から1月5日まで

なお、サービス上の取扱いについては次の通りとする。

- ア 年末年始の休暇を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。
- イ ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないよう留意すること。
- ウ 年次有給休暇等の希望をしない職員等が出勤する場合、玄関の開錠・施錠は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにすること。

■ 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に示されていることから、サービス監督権者である教育委員会は、具体的な方法を検討し、勤務時間等を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築する。

■ 保護者や地域住民への理解促進

各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置づける。

(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

■ 調査業務等の見直し

教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うと共に、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。

■ 勤務時間に関する制度の有効活用

4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド、振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更なども職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行う。

■ メンタルヘルス対策の推進

学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施について検討するとともに相談体制の充実を図る。

■ 学校行事の精選・見直し

各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組事例を参考とするなどして、学校行事の精選や見直しの取組を推進するよう促す。

11 年度計画

取 組 内 容	H30	H31	H32
◆ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置			
○スクールカウンセラーの配置	◎	◎	◎
○パートナーティーチャーの派遣	◎	◎	◎
○特別支援教育支援員の配置	◎	◎	◎
○部活動における外部コーチの活用・掘り起し	○	○	◎
◆ ICT を活用した授業改善や教材の活用	◎	◎	◎
◆ 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり (コミュニティ・スクールの効果的な推進)	◎	◎	◎
◆ 部活動の休養日の設定			
○(学期中)・平日1日以上 ・土曜、日曜又は祝日 月に1日以上	○	◎	◎
○(長期休業中)・学期中に応じた扱い ・学校閉庁日	○	◎	◎
◆ 部活動の活動時間の設定			
○(平日)2時間程度	○	◎	◎
○(休業日)半日程度	○	◎	◎
◆ ワークライフバランスを意識した働き方の推進			
○月2回以上の「定時退勤日」の設定	○	◎	◎
○年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」の設定	○	◎	◎
◆ 人事評価制度等を活用した意識改革の推進	◎	◎	◎
◆ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	○	◎	◎
◆ 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築	△		
◆ 保護者や地域住民への理解促進	○	◎	◎
◆ 調査業務等の見直し	○	◎	◎
◆ 勤務時間に関する制度の有効活用	◎	◎	◎
◆ メンタルヘルス対策の推進	△		
◆ 学校行事の精選・見直し	○	◎	◎

▲当面は実施せず △検討・協議 ○年度中に実施予定 ◎実施済 or 年度当初から実施